

岡山大学附属図書館中央図書館利用要項

〔平成 24 年 3 月 19 日〕
館 長 裁 定

改正 平成 26 年 5 月 9 日
改正 平成 30 年 2 月 27 日
改正 令和 2 年 12 月 2 日
改正 令和 6 年 3 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 岡山大学附属図書館利用内規(平成 24 年館長裁定。以下「内規」という。)第 25 条に基づき、この要項を定める。

(図書館奉仕の範囲)

第 2 条 図書館奉仕の範囲は、次のとおりとする。

- 一 資料の館内利用
- 二 資料の館外帯出
- 三 参考調査
- 四 本学以外の図書館等の相互利用
- 五 資料の複写
- 六 展示会、講演会等の催物
- 七 設備・施設の利用

2 学外者への図書館奉仕の範囲は、資料の館内利用、参考調査、資料の複写、展示会、講演会等の催物及び蔵書検索のためのパソコン利用とする。館長の許可を得た学外者は資料の館外帯出ができる。

(利用場所)

第 3 条 資料の利用場所は、次のとおりとする。

- 一 閲覧室
- 二 ラーニングコモンズ
- 三 グループ学修室、ヒノキエリア
- 四 共同研究室、研究個室
- 五 セミナー室、演習室

(入館)

第 4 条 利用者は利用証により入館する。利用証不所持の場合はサービスカウンターで利用申し込みをするものとする。

2 教職員が又は学生がその身分を失ったとき、学内者としての図書館奉仕を受けることができない。

(資料の館内利用)

第5条 資料は次のものを除き館内所定の場所で自由に利用することができる。

- 一 貴重書
- 二 特殊文庫資料
- 三 視聴覚資料
- 四 特に指定した資料
(資料の館外帯出)

第6条 資料を館外に帯出しようとする利用者は、その資料に利用証を添えてサービスカウンターに申し込み、または、自動貸出装置により手続きすることで資料を帯出することができる。

(視聴覚資料の利用)

第7条 視聴覚資料は、利用証を提出してサービスカウンターに利用申し込みをする。AVブースでの個人所有の資料の視聴は禁止する。

(室の利用)

第8条 学術の研究、調査、講義、演習、学習のために別表に定める各室を占有的に利用したいときは、日時等を指定して、中央図書館に利用申し込みをしなければならない。

- 2 学外団体（岡山大学へ属さない学会・研究会・団体等）が主催する催物のために使用する場合は、国立大学法人岡山大学資産貸付要項（平成16年4月1日学長裁定）に基づき、許可を受けなければならない。

(特殊資料閲覧室・特殊資料演習室)

第9条 貴重資料を閲覧する場合、又は学術の研究・調査のため特に館長の許可を得た場合は、特殊資料閲覧室・特殊資料演習室を利用することができる。

(参考調査)

第10条 参考調査業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 図書館及び資料の利用についての一般的援助、指導
- 二 用語、人物、団体、出版物、統計等の即時調査
- 三 特定文献の調査及び入手
- 四 特定主題に関する文献の調査
- 五 貴重資料の利用についての一般的援助

(本学以外の図書館等との相互利用)

第11条 図書館を通じて、本学以外の図書館等の蔵書を閲覧若しくは借用、又は複写を依頼しようとするときは、所定の申込書により申し込むものとする。

第12条 前条第1項により、本学以外の図書館等の蔵書又はその複写物を利用する際は、相手方の指示する事項を厳守しなければならない。

(備付資料の自写)

第13条 内規第19条第1項に基づき、自ら複写しようとするときは、所定の願書を提出して、館長の許可を得なければならない。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

室名	利用資格	予約	利用時間
ラーニングcommons	本学学生 本学教職員 本学名誉教授	予約要	開館時間から閉館 1 時間前 まで グループ学修室、ヒノキエ リア、共同研究室、研究個室 について、1 回の利用は 3 時 間以内とするが、空室があ る場合は延長も可能とする
グループ学修室		予約優先	
ヒノキエリア			
共同研究室		予約不可	
研究個室		予約要	
セミナー室			
演習室			